

2024年3月27日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 2024年4月1日～2029年6月30日までの5.25年間

2. 内容

目標1 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援し、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を目指す。

<対策>

2024年4月～ 時間外労働を1日あたり2.5時間、1ヶ月あたり20時間を限度とできるよう、各部門・事業所において時間管理を徹底し、業務効率の改善と平準化を行う。

また、育児休業中の代替要員確保、DX化等で業務内容の見直しを行い、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備を行う。

目標2 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供し、適性な募集・採用機会の確保、新規就業者への教育で次世代育成を行う。

<対策>

2024年4月～ 就職活動を行う際の企業理解を深めるために、HP等で学生の受け入れを周知し、積極的にインターンシップを実施するとともに、就職時のミスマッチをなくし、新規就業者の定着と教育を行い次世代育成に注力する。